

第8-5表 困難な状況にある若者に対する施策

Table 8-5: Measures to tackle the youth employment challenges

日本	<p>若者の自立の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営主体…国, 各都道府県 ・対象者…フリーター, 無業者 ・具体的内容(2009年) <ol style="list-style-type: none"> (1)「フリーター等正規雇用化プラン」の推進 <ol style="list-style-type: none"> ① 就職氷河期に正社員になれなかった若者(年長フリーター, 30歳代後半の不安定労働者も加え)を重点に置いた就職支援を集中的に実施。 ② 年長フリーター等を対象として, 中小企業の人事担当者が模擬面接等を行うジョブミーティングなどの取組み。 ③ 新たに30歳代後半の不安定就労者もトライアル雇用の対象として積極的支援。 (2) ニート等の自立支援の充実 <ol style="list-style-type: none"> ① 地域若者サポートステーションを拡大し地域の連帯協力を強化。 ② 若者の意識改革・働く意識の強化。 (3) 職業能力形成システム(ジョブ・カード制度)の整備・充実 <ol style="list-style-type: none"> ① 中央・地方のジョブカードセンターを開設し, 協力企業を拡大 ② ハローワーク等のキャリア・コンサルティング体制を整備 ③ 職業訓練中の生活保障 協力企業に対する助成制度を充実し(Off-JTを含む訓練期間中の賃金負担を軽減), 訓練受講者に対する貸付制度を充実
アメリカ	<p>ジョブ・コア(Job Corps; 宿泊型若年者集団教育訓練)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月…1964年 ・管理運営主体 連邦労働省のジョブ・コアの本部(National Job Corps Office), 6か所の地区管轄支部(region office)及び全米122か所のジョブ・コアセンター ・対象者及び適用要件…16～24歳までの経済的に不利な立場にある青少年 ・具体的内容 参加者は, 原則として寮に宿泊し, 社会生活を営む上での基本的なしつけから, 読み書き, 算数などの基礎的な学習及び職業訓練を受ける。 参加費は基本的に無料。さらに, 毎月小遣いが支給される。 参加期間は, 原則として最長2年間。 研修中に高校卒業あるいはGED(高校卒業者と同様の素養を身につけていることの証明書)の資格を取得可能。 <p>WIA若年プログラム(WIA Youth Formula-Funded Grant Program)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月…1998年 ・管理運営主体…連邦労働省が資金提供し, 各州政府が実施 ・対象者及び適用要件…14～21歳の就職困難者 ・具体的内容 公共職業安定所であるワンストップ(キャリア)センター(One-Stop Career Center)と提携した地方公共団体で実施される, 14～21歳の就職困難者のニーズに沿った各種の就職や進学のための支援に対して給付金を提供するプログラム

イ ギ リ ス	<p>若年向けニューディール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月…1998年4月に全国導入 ・管理運営主体…ジョブセンタープラス ・対象者及び適用要件 <ul style="list-style-type: none"> 18～24歳の若年者で、6か月以上失業状態にあり、求職者給付を受給しているすべての者 ・具体的内容…参加者にはパーソナル・アドバイザーが付けられる。参加を拒否した者は、求職者給付の受給資格を失う。プログラムは次の順に進められる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) ゲートウェイ…就職相談と集中的な求職支援サービス(最長4か月) <ul style="list-style-type: none"> さらに、ゲートウェイの期間中に仕事を見つけれなかった者について、これらの者を雇い入れる事業主への助成金支給や、地方公共団体・ボランティア部門での短期就労などといった形の雇用を提供している。 (2) オプション…ゲートウェイ期間中に仕事を見つけれなかった者が、a.地方公共団体等での就労、b.公的環境保護事業での就労、c.フルタイムの教育や訓練の受講、d.自営業開始準備、のいずれかのプログラムに強制参加。 (3) フォロースルー…(1)及び(2)の段階で就職できなかった者が参加。助言等の就職活動支援を受けることができる(26週間)。 <p>※2009年10月より、新たな若年・成人長期失業者向けプログラムとして導入された「フレキシブル・ニューディール」への移行が進められている。</p> <p>コネクションズ・サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月…2001年4月 ・管理運営主体 <ul style="list-style-type: none"> 教育技能省などの省庁、学校や企業やNPO法人など、様々な機関の連携により運営 ・対象者及び適用要件…13～19歳までのイングランド在住の全ての若者 ・具体的内容 <ul style="list-style-type: none"> パーソナル・アドバイザーが、学校において情報提供・ガイダンスを行うほか、義務教育終了後も若者に接触し、支援を行う。早期からの総合的サポートシステムであり、教育、職業選択、差別、健康問題、住宅、ドラッグやアルコール、家族関係等若者のあらゆる問題に対して支援を行う。この他、電話、電子メール等により若者からの相談を受け付けるコネクションズ・ダイレクト等が行われている。
ド イ ツ	<p>導入訓練(EQ)</p> <p>企業において若年者が就業前に作業経験を得ることを目的とするプログラム。プログラム実施企業は、訓練に参加する若者と契約を交わし、就業体験を修了すると参加者は管轄団体から証明書を交付される。使用者が支払う手当に充当する助成を連邦雇用エージェンシーが行う。職業紹介の見通しが限定される若年の養成訓練志願者や必要条件とされる養成訓練成熟度に十分に達していない若年者が主な対象で、年齢制限はない。被訓練者の平均年齢は19.41歳で移民を背景に持つ者が全体の3割を占める。</p> <p>特別な支援を要する対象グループ向け職業資格認定プログラム(BQF)</p> <p>不利な境遇にある若年者及び移民の教育訓練状況を改善するために導入されたプログラム。2006年末で第1フェーズが終了したが、引き続きBIBB(連邦職業訓練研究機構)職業訓練における不利な境遇の若者支援のための優良規範センター(GPC)においてフォローアップされている。</p> <p>能力エージェンシー</p> <p>連邦家庭・高齢者・女性・青少年省(BMFSFJ)が、特に不利な境遇にある若年者の社会的・職業的統合を改善するため導入したプログラム。ケースマネージャーが若年者の個々のニーズに対応、若年者と協議した上でどのような支援が必要かを決定、将来の選択肢に関する個別の長期計画を策定する。14～27歳の若年者の中で、学校から職業または職業訓練への移行に関する既存の制度の恩恵を受けていない、または自発的に支援サービスにアクセスしていない者を主な対象とする。</p>

第8-5表 困難な状況にある若者に対する施策（続き）

Table 8-5: Measures to tackle the youth employment challenges (cont.)

ドイツ	<p>労働機会提供(1ユーロジョブ)</p> <p>各種給付を受領しつつ、就職しない者を早期に労働市場に参加させるために導入された制度。労働習慣がなくなった長期失業者に対して、僅少ながら手当を与えて就労経験をさせ、失業状態から脱却させることが目的。主に市町村での福祉の作業などに従事。なお、失業給付IIを受給する25歳以下の若年失業者がこれを拒否すると、最悪の場合、失業給付の全額の支給が停止される。</p> <p>職業訓練報奨金制度</p> <p>2年以上求職活動が続けても仲介困難な若者に追加的に職業訓練の職場を提供する事業主に支払われる助成金制度。支給額は、4000～6000ユーロで、報奨金の7割が訓練期間の途中で、3割が試用期間終了後に支給される。</p>
フランス	<p>雇用同伴契約(contrat d'accompagnement dans l'emploi CAE)</p> <p>※雇用支援(諸)契約(Les contrats d'aide à l'emploi)とは異なる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月…2005年5月1日 ・管理運営主体…雇用局(Pôle emploi) ・対象者及び適用要件…長期的な失業で就職が困難な者 ・具体的内容 <ul style="list-style-type: none"> 長期失業者等の社会参入の難しい者を一時的に公共部門(地方自治体の組織、公的サービス提供法人等非営利団体)で雇用することを通じて社会の参加を支援。雇用主が国と結ぶ契約には、職業訓練を行うことを入れることが強く推奨されている。 <p>熟練契約(Contrat de professionnalisation)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月…2004年10月 ・契約締結可能な雇用主…全ての企業(国、地方自治体、行政機関を除く)。国からの手当支給あり。 ・対象者及び適用年齢…16～25歳、26歳以上の求職者、生活保護制度RSA(revenu de solidarité active)などの各種福祉手当の受給者 ・具体的内容 <ul style="list-style-type: none"> 期間の定めのない契約又は6か月から12か月、最長24か月の有期限契約を締結。被用者となった者は、就業しながら、職業訓練機関又は就業中の企業で職業訓練を受け、社会で通用する資格取得や就業能力の獲得を目指す。 <p>社会生活参入契約(CIVIS)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月…2005年4月 ・管理運営主体…国が管理を行うが、具体的には支援機関である地域ミッションセンター、受け入れ・情報・指導常設センターが運営を行う。 ・対象者及び適用年齢…16～25歳で低水準の資格・学業修了証(「バカロレア+2年、すなわち一般教養課程修了」の学位以下のもの)しか持たない若年者 ・具体的内容 <ul style="list-style-type: none"> 対象となる若年者と国の間で契約を交わし、就職計画の実現に向けた行動の内容を規定し、個人指導も含めた就業支援を行う。
資料出所	<p>労働政策研究・研修機構(2009.7)「欧米諸国における公共職業訓練制度と実態—仏・独・英・米4カ国比較調査—」, 厚生労働省(2006.3)「2004～2005年海外情勢報告」, 厚生労働省ホームページ</p>